

(1) 自損事故危険担保特約

第 1 条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車 (原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。) に対人賠償保険の適用がある場合に適用されます。

第 2 条 (この特約による支払責任)

当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第 3 条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この特約に従い、保険金 (死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。) を支払います。ただし、それぞれの被保険者につき、この特約が適用されている保険契約の普通保険約款人身傷害条項 (被保険自動車について適用される他の特約を含みます。) による人身傷害保険金が支払われない場合にかぎりま

(1) 被保険自動車の運行に起因する事故

(2) 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置 (乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。以下同様とします。) または当該装置のある室内 (隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下同様とします。) に搭乗中である場合にかぎりま

前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 (継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。) を含み、細菌性食物中毒、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第 3 条 (被保険者)

この特約において被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 被保険自動車の所有者 (自動車損害賠償保障法第 2 条第 3 項に定める所有者をいいます。)

(2) 被保険自動車の運転者 (自動車損害賠償保障法第 2 条第 4 項に定める運転者をいいます。)

(3) 前 2 号以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の者

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

(1) 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者

(2) 業務として被保険自動車を受託している自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者 (これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)

第 4 条 (個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金を支払わない場合 - その1）

当社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意によって生じた傷害
- (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
- (3) 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車を運転中に生じた傷害
- (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
傷害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たふし、りんぱせんとん、はげつしやう、はしやうふう等）に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払わない場合 - その2）

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

第7条（死亡保険金）

当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

前項の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により同項の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（後遺障害保険金）

当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表 に掲げる後遺障害が生じた場合は、この特約の別表の各等級に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

この特約において「後遺障害」とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

第9条（介護費用保険金）

当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、この特約の別表の第1級（3号および4号を除きます。）もしくは第2級（3号および4号を除きます。）に掲げる金額の支払われるべき後遺障害または普通保険約款別表の第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、200万円を介護費用保険金として被保険者に支払います。

当社は、前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

第10条（医療保険金）

当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対し、次の金額を医療保険金として被保険者に支払います。

(1) 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円

(2) 病院または診療所に入院しない治療日数（病院または診療所に通院して医師の治療を受けた日数をいい、医師による往診日数を含みます。）に対しては、その治療日数1日につき4,000円

前項の治療日数には、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、当該処置日数を含みます。

第1項の治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の各号に該当するギブスを常時装着したときは、その日数を治療日数に含めます。

(1) 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。以下この項において、同様とします。）の骨折および脊柱の骨折によるギブス

(2) 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分も含めたギブス

(3) 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギブス

第1項の医療保険金の額は、1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。

被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複して医療保険金を支払いません。

第11条（支払保険金の競合）

当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、被保険者に対しすでに支払った後遺障害保険金があるときは、1,500万円からすでに支払った後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

第12条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。

正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第2条（この特約による支払責任）の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

第13条（当会社の責任限度額等）

1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、第7条（死亡保険金）および第11条（支払保険金の競合）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。

1回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第8条（後遺障害保険金）および前条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。

当会社は、前2項に定める死亡保険金および後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、第9条（介護費用保険金）および前条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）の規定による介護費用保険金ならびに第10条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第14条（重複契約の取扱い）

この特約の保険金に関しては、第2条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約がある場合は、当会社は、同条第1項の介護費用保険金と医療保険金とこれらの保険金以外の保険金（死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。）とに区分して、それぞれ各別に普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）第3項および第4項の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款一般条項第18条第3項および第4項の規定中「賠償責任条項第12条（費用 - 対人・対物賠償共通）第2項および人身傷害条項第9条（費用）第2項の臨時費用」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

第15条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- (2) 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
- (3) 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以降とします。
- (4) 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第16条（普通保険約款一般条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款一般条項の規定を次のとおり読み替えます。

- (1) 第1条（保険責任の始期および終期）第2項の規定中「賠償責任条項、人身傷害条項、搭乗者傷害条項および車両条項」とあるのは「この特約」

- (2) 第17条（当会社の指定する医師による診断）第1項の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「この特約」
- (3) 第20条（保険金の請求）第2項の規定中「前項」とあるのは「この特約」
- (4) 第23条（代位）第3項の規定中「搭乗者傷害条項」とあるのは「この特約」
- (5) 第24条（時効）第1号の規定中「同条第1項」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）」

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

<別表> 後遺障害等級別保険金支払額表

等級		保険金支払額
第1級	3号および4号	2,000万円
	上記以外	1,500万円
第2級	3号および4号	1,500万円
	上記以外	1,295万円
第3級		1,110万円
第4級		960万円
第5級		825万円
第6級		700万円
第7級		585万円
第8級		470万円
第9級		365万円
第10級		280万円
第11級		210万円
第12級		145万円
第13級		95万円
第14級		50万円

(2) 無保険車傷害危険担保特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車(原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。)に対人賠償保険の適用がある場合に適用されます。

第2条(この特約による支払責任)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合において、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じること(以下「無保険車事故」といいます。)によって被保険者またはその父母、配偶者(内縁を含みます。以下同様とします。)もしくは子が被る損害(この損害の額は第10条に定める損害の額をいいます。以下同様とします。)に対して、賠償義務者があるときにかぎり、この特約に従い、保険金請求権者に保険金を支払います。

- (1) 普通保険約款人身傷害条項による人身傷害保険金が支払われない場合
- (2) 普通保険約款人身傷害条項により支払われるべき人身傷害保険金の額(普通保険約款一般条項第18条第1項の規定が適用される場合には、同項第2号に定める額とします。)がこの特約により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われるべき金額の合計額を下回る場合
- (3) 普通保険約款人身傷害条項の人身傷害保険金について、同条項第8条(損害額の決定)第2項の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合

当社は、1回の無保険車事故による前項の損害の額が、次の各号の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

- (1) 自賠責保険等によって支払われる金額(自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。)
- (2) 対人賠償保険等によって、賠償義務者が前項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額

第1項第2号の場合、当社は、普通保険約款人身傷害条項による人身傷害保険金を支払わず、すでに支払っていたときはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

第3条(被保険者)

この特約において被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 保険証券記載の被保険者(以下この条において、「記名被保険者」といいます。)
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子(婚姻歴のある者を含みません。)
- (5) 前各号以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中の者
前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
 - (1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車(原動機付自転車を含みます。以下同様とします。)に搭乗中の者
 - (2) 業務として被保険自動車を受託している自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自

自動車販売業，陸送業，運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人，およびこれらの者が法人である場合はその理事，取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

第4条（用語の定義）

この特約において，次の各号の用語は，それぞれ次の定義によります。

(1) 後遺障害

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって，次の(イ)または(ロ)に該当するものをいいます。ただし，被保険者が症状を訴えている場合であっても，それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

(イ) 普通保険約款別表 に掲げる後遺障害

(ロ) 普通保険約款別表 に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても，当社が，身体の障害の程度に応じて，同表の後遺障害に相当すると認めたもの

(2) 賠償義務者

無保険自動車の所有，使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより，被保険者またはその父母，配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(3) 自賠償保険等

自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。

(4) 対人賠償保険等

自動車の所有，使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより，法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠償保険等以外のものをいいます。

(5) 相手自動車

被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし，被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車，および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）および日本国外にある自動車を除きます。

(6) 保険金請求権者

無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。

(イ) 被保険者（被保険者が死亡した場合は，その法定相続人とします。）

(ロ) 被保険者の父母，配偶者または子

(7) 正規の乗車装置

乗車人員が動揺，衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。

(8) 対人賠償保険等の保険金額または共済金額

対人賠償保険等に定められた責任限度額をいい，対人賠償保険等が2以上ある場合は，それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。ただし，対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件（以下この号において，「年齢条件」といいます。）が定められており，年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して，対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は，保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。

第5条（無保険自動車の定義）

この特約において「無保険自動車」とは、相手自動車で、次の各号のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。

- (1) その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
- (2) その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
- (3) その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合

相手自動車明らかでない認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。

前2項の規定にかかわらず、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（第1項第1号および第2号ならびに前項に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。）が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときにかぎり、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。

第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（保険金を支払わない場合 - その1）

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 台風、こう水または高潮
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

第8条（保険金を支払わない場合 - その2）

当社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意によって生じた損害
- (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。）で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
- (3) 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害。ただし、当該自動車が被保険自動車以外の自動車であって、被保険

者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

- (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第9条（保険金を支払わない場合 - その3）

当社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、このかぎりではありません。

- (1) 被保険者の父母、配偶者または子
(2) 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。以下この項において、同様とします。）に従事している場合にかぎります。
(3) 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合にかぎります。

当社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または前項第2号もしくは第3号に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときはこのかぎりではありません。

被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。）には、当社は、保険金を支払いません。

当社は、被保険者が被保険自動車以外の自動車に競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（損害額の決定）

当社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。

前項の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにもかかわらず、次の手続によって決定します。

- (1) 当社と保険金請求権者との間の協議
(2) 前号の協議が成立しない場合は、普通保険約款一般条項第19条（評価人および裁定人）に定める手続または当社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解もしくは調停

第11条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用

- (2) 普通保険約款一般条項第14条第6号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

第12条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の(2)から(6)までの合計額を、次の(1)の額から差し引いた額とします。ただし、次の(3)の額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

- (1) 第10条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および前条（費用）の費用
- (2) 自賠償保険等によって支払われる金額
- (3) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（この特約による支払責任）第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
- (4) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠償保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- (5) 第10条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものである場合は、その取得した額
- (6) 前各号のほか、第2条（この特約による支払責任）第1項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものである場合は、その取得した給付の額またはその評価額（保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金を含みません。）

第13条（保険金請求権者の義務）

被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（この特約による支払責任）第1項の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

- (1) 賠償義務者の住所および氏名または名称
- (2) 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- (3) 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
- (4) 保険金請求権者が第2条第1項の損害に対して、賠償義務者、自賠償保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

当社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく前項の義務を怠った場合は、保険金を支払いません。

第14条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第15条（普通保険約款一般条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款一般条項の規定を次のとおり読み替えます。

- (1) 第1条（保険責任の始期および終期）第2項の規定中「賠償責任条項，人身傷害条項，搭乗者傷害条項および車両条項」とあるのは「この特約」
- (2) 第17条（当会社の指定する医師による診断）第1項の規定中「人身傷害または搭乗者傷害」とあるのは「この特約」
- (3) 第18条（重複契約の取扱い）第1項および第4項の規定中「賠償責任条項，人身傷害条項および車両条項」とあるのは「この特約」
- (4) 第20条（保険金の請求）第2項の規定中「前項」とあるのは「この特約」，同条第4項の規定中「人身傷害条項の保険金」とあるのは「この特約の保険金」
- (5) 第24条（時効）第1号の規定中「同条第1項」とあるのは「この特約第14条（保険金の請求）」

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については，この特約の趣旨に反しないかぎり，この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(3) 被保険自動車の入替における自動担保特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車(原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。)ならびに入替自動車の用途および車種が、同一(普通保険約款別表に掲げる用途および車種である場合をいいます。)である場合に適用されます。ただし、被保険自動車の所有者が法人であって、かつ、保険証券にフリート契約である旨記載されている場合を除きます。

この特約において「入替自動車」とは、普通保険約款一般条項第6条(被保険自動車の入替)第1項に定める新規取得自動車のうち被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同項第1号(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する者が新たに取得(所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。)し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。

この特約において所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 被保険自動車または入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- (2) 被保険自動車または入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車または入替自動車を所有する者

第2条(入替自動車に対する自動担保)

当社は、この特約により、普通保険約款一般条項第6条(被保険自動車の入替)第3項の規定にかかわらず、同条第1項に定める自動車の新規取得において、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領したときにかぎり、取得日以後承認するまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款(被保険自動車について適用される他の特約を含みます。)を適用します。ただし、同項に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

前項の取得日とは、実際に入替自動車を取得した日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、妥当な取得日であることを証明した場合の当該取得日とします。ただし、入替自動車の自動車検査証以外の資料で当該取得日が確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に普通保険約款一般条項第6条(被保険自動車の入替)第1項第1号に定める者の氏名が記載された日とします。

第3条(車両保険の特則)

取得日から、当社が前条の被保険自動車の入替の承認の請求を受けた時(当社が第5条第1項の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当社が領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。)までの期間の普通保険約款車両条項および車両価額協定保険特約の適用については、前条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによります。

- (1) 被保険自動車の用途および車種にかかわらず、入替自動車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用小型貨物

車，自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）の場合（ただし，入替自動車が不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的としたレンタカー等の自動車（1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。）である場合を除きます。）は，入替自動車に対して車両価額協定保険特約が適用されます。この場合，同特約第3条（協定保険価額の変更）の規定は適用しません。

- (2) 入替自動車については，入替自動車取得の時ににおける入替自動車の価額（入替自動車と同一の用途および車種，同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。）を保険金額として定めるものとします。

第4条（解除）

当社は，第2条（入替自動車に対する自動担保）の被保険自動車の入替の承認の請求があった場合，保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって，この保険契約を解除することができます。

前項の解除は，将来に向かってのみその効力を生じます。

第1項に基づく当社の解除権は，その承認の請求を受領した日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第5条（保険料の返還または追加保険料の請求）

当社は，第2条（入替自動車に対する自動担保）の場合には，その定めるところに従い，保険料を返還し，または追加保険料を請求できます。

保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠った場合は，当社は，追加保険料領収前に生じた事故（取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除きます。）による損害または傷害に対しては，保険金を支払いません。

(4) 年齢条件特約の不適用に関する特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に、運転者の年齢条件に関する特約または子供運転危険追加担保特約(以下これらの特約を総称して、「年齢条件特約」といいます。)が適用されている場合に適用されます。

第2条(この特約による支払責任)

当社は、この特約により、保険証券記載の自動車(原動機付自転車を含みます。以下この条において、「被保険自動車」といいます。)を運転する者の年齢に合致する年齢条件への年齢条件特約の変更手続きもれがあった場合で、この保険契約に適用されている年齢条件特約の年齢条件に該当しない運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害に対しては、年齢条件特約にかかわらず、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される年齢条件特約以外の特約の規定に従い保険金を支払います。ただし、この保険契約に適用されている普通保険約款賠償責任条項の保険金にかぎります。

当社は、前項の規定にかかわらず、個人である保険証券記載の被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)が、年齢条件特約に定める運転者年齢条件に該当しない場合は、年齢条件特約の年齢条件に該当しない運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第1項の取扱いは、保険証券記載の保険期間中1回にかぎります。

第3条(支払保険金の計算)

当社は、前条の規定により年齢条件特約を適用せず、事故による損害に対して保険金を支払う場合には、次の各号のいずれかに定めるところによります。

(1) 次のいずれかに該当する者(以下これらを総称してこの項において、「子供」といいます。)が運転している間に生じた事故で、子供運転危険追加担保特約の付帯がない場合は、この保険契約に適用されている保険料の、事故を起こした子供の年齢に合致する最も近い年齢条件で子供運転危険追加担保特約を付帯した場合の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(イ) 記名被保険者またはその配偶者(内縁を含みます。以下この号において、同様とします。)の同居の子

(ロ) 記名被保険者またはその配偶者の子の配偶者。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居の場合にかぎります。

(ハ) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子(婚姻歴のある者を含みません。)

(2) 子供が運転している間に生じた事故で、子供運転危険追加担保特約の付帯がある場合は、この保険契約に適用されている保険料の、事故を起こした子供の年齢に合致する最も近い子供運転危険追加担保特約の年齢条件に変更した場合の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(3) 子供以外が運転している間に生じた事故の場合は、この保険契約に適用されている保険料の、事故を起こした運転者の年齢に合致する最も近い年齢条件特約を付帯(年齢条件特約の削除を含みます。)した場合の保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

前項の保険料は、普通保険約款賠償責任条項第1条(当社の支払責任 - 対人賠償)第1項に定める対人事故の場合は、対人賠償保険にかかる保険料とし、同条項第2条(当社の

支払責任 - 対物賠償) に定める対物事故の場合は、対物賠償保険にかかる保険料とします。

第1項の規定により当社が保険金を支払う場合は、普通保険約款賠償責任条項第4条(当社による援助 - 対人・対物賠償共通) から第8条(損害賠償請求権者の直接請求権 - 対物賠償) までの規定は適用せず、かつ、これらの規定にかかわる費用に対しては、保険金を支払いません。

(5) 運転免許取得者に関する「賠償損害」自動担保特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次の各号に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- (1) この保険契約に運転者の年齢条件に関する特約または子供運転危険追加担保特約(以下これらの特約を総称して、「年齢条件特約」といいます。)が適用されていること。
- (2) 保険証券記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます。)の用途および車種が、家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車または原動機付自転車であること。
- (3) 保険証券記載の被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)が個人であること。
- (4) 保険証券にノンフリート契約である旨記載されていること。

第2条(被保険者)

この特約における被保険者は、次の各号のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下この条において、同様とします。)
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子(婚姻歴のある者を含みません。)

第3条(用語の定義)

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 運転免許
「道路交通法」第84条第1項に定める運転免許であって、かつ、被保険自動車を運転することができるものをいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
- (2) 免許取得日
交付された運転免許証に記載されている免許の年月日をいいます。

第4条(運転免許資格取得に対する自動担保)

当社は、この特約により、被保険者が運転免許を最初に取得した場合であって、免許取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により年齢条件特約の変更の承認の請求を行い、当社がこれを受領したときにかぎり、免許取得日以後承認するまでの間は、この保険契約に適用されている年齢条件特約の年齢条件に該当しない被保険者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害に対しては、年齢条件特約にかかわらずこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される年齢条件特約以外の特約の規定に従い保険金を支払います。ただし、この保険契約に適用されている普通保険約款賠償責任条項の保険金にかぎりません。

前項における年齢条件特約の変更は、変更後の年齢条件特約を適用したこの保険契約において、運転免許を新たに取得した被保険者が被保険自動車を運転している間に生じた損害に対して、保険金を支払うことができる変更にかぎりません。

第5条(追加保険料の請求)

当社は、前条の場合には、当社の定めるところに従い、追加保険料を請求できます。

保険契約者が前項の追加保険料の支払を怠った場合は、次条の規定にかかわらず、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、前条第1項に規定する承認の請

求がなかったものとして、普通保険約款（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。

第6条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当社は、年齢条件特約の不適用に関する特約の規定は適用しません。

(6) 継続契約の取扱いに関する特約

第 1 条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の末日において、この保険契約の継続契約(以下「継続契約」といいます。)が締結されていない場合であって、次の各号に定める条件をいずれも満たしているときに適用されます。ただし、保険証券にフリート契約である旨記載されている場合を除きます。

- (1) この保険契約の保険期間が1年以上であること。ただし、この保険契約が、当会社が別に定めるところにより、継続前契約(この保険契約が締結される以前に締結された契約であって、この保険契約と保険契約者を同一とするものをいいます。)の保険期間の初日から末日または解除日までの期間と合算して整数年となる期間を保険期間と定めて締結された契約である場合は、このかぎりではありません。
- (2) この保険契約の保険期間において、保険事故(この保険契約の普通保険約款およびそれに付帯される特約に従い保険金を支払う事故をいいます。)が発生していないこと。
- (3) この保険契約がこの特約を適用して締結されたものではないこと。
- (4) 保険証券記載の自動車(原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。)と被保険自動車を同一とする他の保険契約(共済契約を含みます。)がないこと。
- (5) 電話、面談等により、当会社が保険契約者に対して直接継続の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により、継続の手続き漏れとなったものでないこと。
- (6) この保険契約の保険期間において、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。
- (7) 保険契約者が、この保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。
- (8) 当会社が別に定める特約による場合を除き、保険契約者が前号の継続契約の申込みと同時に継続契約の保険料(以下「継続保険料」といいます。)を当会社に払い込むこと。

この特約において継続契約とは、この保険契約と保険契約者、保険証券記載の被保険者および被保険自動車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第1項の規定にかかわらず、自動継続特約がこの保険契約に適用されている場合は、当会社は、この特約を適用しません。ただし、この保険契約に自動継続特約が適用されている場合であっても、当会社より保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による自動継続中止の通知を行ったときは、このかぎりではありません。

第 2 条 (この特約による継続契約の取扱い)

当会社は、この特約により、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とした継続契約が締結されたものとみなします。

前項の場合、当会社は、継続保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款一般条項第1条(保険責任の始期および終期)第2項および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

第1項の継続契約の内容は、次条(継続契約の車両保険金額等)および第4条(継続契約に適用される特約)に定める場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における内容と同一とします。

第 3 条 (継続契約の車両保険金額等)

この保険契約に普通保険約款車両条項が適用される場合、継続契約の車両保険の保険金額は、次の各号の規定に従い、当社が算出した額とします。

- (1) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用される場合、車両価額協定保険特約第2条（協定保険価額）に規定する市場販売価格相当額に基づき算出した額
- (2) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されない場合、この保険契約の車両保険金額を基準とし、被保険自動車の法定減価償却残存率等を参考にして算出した額

第4条（継続契約に適用される特約）

第2条（この特約による継続契約の取扱い）の規定により、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とした継続契約が締結されたとみなされる場合、継続契約にはこの保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。ただし、継続契約の保険期間の初日において、特約が適用されるための条件を満たしていない場合は、このかぎりではありません。

第5条（継続契約に適用される制度または料率等）

当社が、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等（以下この条において、「制度または料率等」といいます。）を改定した場合（この保険契約における事故件数等に応じて調整する場合を含みます。）において、制度または料率等が改定された日以後に第2条（この特約による継続契約の取扱い）第1項の規定により継続契約が締結されたとみなされるときは、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における制度または料率等が適用されるものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(7) 運転者の年齢条件に関する特約

第 1 条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車 (原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。) の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車または原動機付自転車であって、かつ、保険証券に被保険自動車について運転する者 (以下「運転者」といいます。) の年齢条件が記載されている場合に適用されます。

第 2 条 (年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い)

当社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

- (1) 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- (2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者 (これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。) が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第 1 条 (当会社の支払責任 - 対人賠償) 第 1 項に定める対人事故および同条項第 2 条 (当会社の支払責任 - 対物賠償) に定める対物事故

(8) 他車運転危険担保特約 (二輪自動車・原動機付自転車)

第 1 条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車 (原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。) の用途および車種が、二輪自動車または原動機付自転車であって、かつ、保険証券記載の被保険者 (以下「記名被保険者」といいます。) が個人である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第 2 条 (用語の定義)

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 家族

次のいずれかに該当する者をいいます。

(イ) 記名被保険者の配偶者 (内縁を含みます。以下同様とします。)

(ロ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(ハ) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 (婚姻歴のある者を含みません。以下「別居の未婚の子」といいます。)

(2) 他の自動車

被保険自動車以外の自動車であって、その用途および車種が二輪自動車または原動機付自転車であるものをいいます。ただし、次の自動車を除きます。

(イ) 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有 (所有権留保条項付売買契約による購入、および 1 年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。以下この号において、同様とします。) または常時使用する自動車

(ロ) 別居の未婚の子が所有または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車

(3) 正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。

第 3 条 (この特約による支払責任 - 賠償責任)

当社は、記名被保険者またはその家族が、自ら運転者として運転中 (駐車または停車中を除きます。以下同様とします。) の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項 (被保険自動車について適用される他の特約を含みます。) を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者またはその家族にかぎります。

当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第 1 条 (当社の支払責任 - 対人賠償) 第 2 項の規定にかかわらず、他の自動車について生じた 1 回の対人事故による同条第 1 項の損害に対して、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済 (以下この項において、「自賠償保険等」といいます。) によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第 4 条 (この特約による支払責任 - 自損傷害)

当社は、この保険契約に自損事故危険担保特約が適用されている場合には、記名被保険

者またはその家族が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、自損事故危険担保特約（被保険自動車について適用される他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の記名被保険者またはその家族にかぎります。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款賠償責任条項および一般条項ならびに自損事故危険担保特約の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下この条において、同様とします。）を運転しているとき。
- (2) 被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
- (3) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
- (4) 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- (5) 被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために他の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。）とき。

第6条（被保険自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款一般条項第5条（被保険自動車の譲渡）第2項の規定は適用しません。

第7条（人身傷害条項の適用に関する特則）

当社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されている場合には、同条項第7条（保険金を支払わない場合 - その3）第3項第1号の規定中「自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）」とあるのを「自家用軽四輪貨物車、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車または原動機付自転車」と読み替えて適用します。

第8条（他の特約との関係）

この保険契約に、ファミリーバイク特約（人身傷害なし）が適用されている場合であって、同特約の規定により保険金を支払うべき事故が生じたときは、第3条（この特約による支払責任 - 賠償責任）および第4条（この特約による支払責任 - 自損傷害）の規定は適用しません。

この保険契約に、ファミリーバイク特約（人身傷害あり）が適用されている場合であって、

同特約の規定により保険金を支払うべき事故が生じたときは、第3条(この特約による支払責任 - 賠償責任)、第4条(この特約による支払責任 - 自損傷害)および第7条(人身傷害条項の適用に関する特則)の規定は適用しません。

(9) 対物事故の超過修理費担保特約

第 1 条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車に対物賠償保険の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第 2 条 (対物超過修理費)

当社は、被保険者が対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合において、対物事故によって滅失、破損または汚損した他人の財物が自動車(原動機付自転車を含みます。以下「相手自動車」といいます。)であり、かつ、当社が相手自動車の損害の調査を行った結果、相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められるときには、普通保険約款賠償責任条項第 1 2 条 (費用 - 対人・対物賠償共通) の費用のほか、被保険者が負担する対物超過修理費は、これを損害の一部とみなします。

第 3 条 (被保険者)

この特約において被保険者とは、普通保険約款賠償責任条項第 3 条 (被保険者 - 対人・対物賠償共通) 第 1 項に規定する被保険者をいいます。

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第 5 条 (支払保険金の計算) に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第 4 条 (用語の定義)

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 対物事故

普通保険約款賠償責任条項第 2 条 (当社の支払責任 - 対物賠償) に定める対物事故をいいます。

(2) 相手自動車の修理費

損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。ただし、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して 6 か月以内に相手自動車の損傷を修理することによって必要となる修理費にかぎります。なお、修理に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間につき、これを変更することができます。

(3) 相手自動車の価額

損害が生じた地および時における、相手自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

(4) 対物超過修理費

相手自動車の修理費が、相手自動車の価額を上回ると認められる場合における相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。

(5) 相手自動車の車両保険等

相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害および相手自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。

第5条（支払保険金の計算）

当社は、普通保険約款賠償責任条項第14条（支払保険金の計算 - 対物賠償）の保険金が支払われる場合には、同条に定める保険金のほか、第2条（対物超過修理費）の対物超過修理費を支払います。ただし、1回の対物事故により対物超過修理費が生じた相手自動車1台につき、次の(1)の額に(2)の額の(3)の額に対する割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

- (1) 対物超過修理費
- (2) 相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額
- (3) 相手自動車の価額

第6条（他の保険契約がある場合の取扱い）

相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合であって、次の(1)の額が(2)の額を超えるときは、当社は、前条に定める保険金の額からその超過額（以下この項において、「超過額」といいます。）を差し引いて対物超過修理費を支払います。この場合において、すでに超過額について対物超過修理費を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- (1) 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額（相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。）ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のためにすでに回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

- (2) 相手自動車の価額

対物超過修理費に関しては、この特約と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約がある場合は、当社は普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）第3項および第4項の規定により支払保険金の額を決定します。この場合において、普通保険約款一般条項第18条第3項および第4項の規定中「賠償責任条項第12条（費用 - 対人・対物賠償共通）第2項および人身傷害条項第9条（費用）第2項の臨時費用」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

第7条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第1項第1号に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行わせることができます。

第2条（対物超過修理費）の対物超過修理費の請求は、保険証券記載の被保険者を經由して行うものとします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(1 0) 通信による契約手続きに関する特約

第 1 条 (保険契約の申込み)

当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。

- (1) 所定の保険契約申込書 (以下「申込書」といいます。) に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。
- (2) 電話、情報処理機器等の通信手段 (インターネットを含みます。以下同様とします。) を媒介とし、当会社に対し保険契約申込みの意思を表示 (以下「契約意思の表示」といいます。) すること。

前項第 1 号の規定により当会社が申込書の送付を受けたときは、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を記載した通知書 (以下「通知書」といいます。) を保険契約者に送付するものとします。

第 1 項第 2 号の規定により当会社が契約意思の表示を受けたときは、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および申込書を保険契約者に送付し、または電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。

前項の規定により電子データメッセージによる通知を送信し、保険契約の引受けを行うものについては、当会社は、保険申込者が契約意思の表示を行う前に、契約情報を保険申込者に明示するものとします。

第 3 項の規定により当会社から申込書が送付された場合には、保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ返送するものとします。

保険契約者により前項の申込書が所定の期間内に当会社に返送されない場合は、当会社は、保険契約者が契約意思の表示を行った際に申し出た保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

第 2 条 (保険料の払込方法)

保険契約者は、前条第 2 項の通知書または同条第 3 項の通知書もしくは電子データメッセージによる通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第 3 条 (保険料不払いによる保険契約の解除)

当会社は、通知書または電子データメッセージによる通知に記載された保険料 (保険料を分割して払い込む場合は、第 1 回目に払い込むべき保険料をいいます。) の払込期限までに払込みがない場合には、保険契約者が保険契約の申込みを行った際に申し出た保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

第 4 条 (他の特約との関係)

この保険契約に適用される特約に、「保険契約の締結と同時に保険料を払い込む」旨の保険料の払込方法に関する規定がある場合であっても、これを適用しません。

この保険契約に自動継続特約が適用される場合においては、次の取扱いを行うものとします。

- (1) 同特約第 1 0 条 (継続契約の告知義務) 第 1 項の規定中、「保険契約申込書に記載した事

項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出た事項」と読み替えるものとし
ます。

- (2) 同特約第10条（継続契約の告知義務）第1項に定める告知の方法には、電話、情報処理機器等の通信手段による通知を含むものとします。

第5条（普通保険約款一般条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款一般条項の規定を次のとおり読み替えます。

- (1) 第3条（告知義務）および第4条（通知義務）第1項第4号の規定中「保険申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」
(2) 第9条（保険契約の無効）第3号の規定中「保険申込書に記載しなかった」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出なかった」

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(1 1) クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第 1 条 (クレジットカードによる保険料支払の承認)

当社は、この特約に従い、当社の指定するクレジットカード (以下「クレジットカード」といいます。) により、保険契約者が、この保険契約の保険料 (異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。) を支払うことを承認します。ただし、保険契約者が当該クレジットカードにつきクレジットカード発行会社 (以下「カード会社」といいます。) との間で締結された会員規約等 (以下「会員規約等」といいます。) により会員として認められた者またはクレジットカードの使用を認められた者と同一である場合にかぎり、

第 2 条 (保険料領収前に生じた事故の取扱い)

保険契約者から、この保険契約の保険料についてクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当社は、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時 (保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。) 以後、この特約が付帯された普通保険約款一般条項第 1 条 (保険責任の始期および終期) 第 2 項、第 1 1 条 (保険料の返還または追加保険料の請求 - 告知・通知事項等の承認の場合) 第 2 項および第 4 項の規定ならびに普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を適用しません。

- (1) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部をすでに支払っている場合には、この限りではありません。
- (2) 会員規約等に定める手続が行われない場合

第 3 条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

前条第 2 項第 1 号の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部をすでに支払っているときは、当社は、その支払った金額について保険契約者に請求できないものとします。

保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは、前条第 1 項の規定を適用します。

保険契約者が前項の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 4 条 (保険料の返還の特則)

普通保険約款一般条項第 1 1 条 (保険料の返還または追加保険料の請求 - 告知・通知事項等の承認の場合) 第 1 項および第 3 項、第 1 2 条 (保険料の返還 - 無効、失効の場合) 第 2 項、第 1 3 条 (保険料の返還 - 解除の場合) 第 2 項、第 3 項、第 4 項および第 5 項の規定ならびに普通保険約款に付帯される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、

当社は、カード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、前条第2項の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に支払った場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額をすでに支払っている場合は、このかぎりではありません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。